

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 132

処 分 名	要介護状態区分の変更の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づき、認定調査、主治医意見書作成依頼を行い、審査会に審査判定を求め、認定結果を送付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第29条第2項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		20日
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間	計	30日
判 断 基 準		
<p>被保険者としての資格を有していること。40歳から65歳未満の方については、要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。</p> <p>【根拠法令等】 介護保険法</p> <p>(要介護状態区分の変更の認定) 第二十九条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 2 第二十七条及び前条第五項から第八項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>(要介護状態区分の変更の認定の申請等) 第42条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由 三 現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間の満了の日 四 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地 五 第二号被保険者であるときは、その者の要介護状態の原因である特定疾病の名称 2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。 3 第三十五条第三項の規定は、法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請について準用する。 4 市町村は、被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請が行われた場合であって、同条第二項において準用する法第二十七条第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき要介護状態区分の変更を必要ないものと認めるときは、当該申請を法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請とみなし、要介護更新認定を行うものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第43条

第三十六条の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第三十七条の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合において、第三十七条中「第三十五条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第四十二条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

(市町村の職権により要介護状態区分の変更の認定を行う場合の手続)

第44条

市町村は、法第三十条第一項前段の規定により要介護状態区分の変更の認定を行おうとするときは、次の事項を書面により被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第三十条第一項前段の規定により要介護状態区分の変更の認定を行う旨
- 二 被保険者証を提出する必要がある旨
- 三 被保険者証の提出先及び提出期限

2 前項の被保険者の被保険者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(法第三十条第二項において準用する法第二十七条第二項前段の厚生労働省令で定める事項)

第45条

法第三十条第二項において準用する法第二十七条第二項前段の厚生労働省令で定める事項は、法第三十条第一項前段の規定による要介護状態区分の変更の認定に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

(法第三十条第二項前段において準用する法第二十七条第七項の厚生労働省令で定める事項)

第46条

法第三十条第二項前段において準用する法第二十七条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間の満了の日
- 三 第二号被保険者である場合にあってはその旨

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

手続の流れ

要介護認定の申請

要介護認定申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証を添付して申請を行う。
申請に関しては、指定居宅支援事業所等、代行申請事業所であれば、
当該申請に関する手続きを被保険者に代わって行うことができる。

申請時の確認（記載内容漏れ以外）
・当該市町村の被保険者であるかどうか
・40歳以上65歳未満の方については
医療保険被保険者証の確認

申請書の受理

申請書に記載されている主治医に意見書の作成依頼を行う。
併せて、認定調査員に認定調査を依頼する。

要介護認定調査依頼

主治医意見書作成依頼

資料の確認

調査票及び主治医意見書の回収（返送）
調査票及び主治医意見書の記載漏れがある場合は、返送等を行う。

一次判定

コンピュータによる判定
（厚生労働省より配布された認定ソフトを使用し、パソコン判定を行い、一次判定結果
として審査会資料を作成する。）
申請に対する処分（認定結果）が申請日から30日以内に行えない場合は、処分延期
通知書を被保険者へ送付する。

要介護認定審査会

審査会資料を基に要介護認定（二次判定）を行い、結果を市町村へ通知する。
市町村は、通知された結果を被保険者へ通知する。
・要介護認定決定通知書、被保険者証（要介護度等を記載）を送付

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。